

令和6年度

インキュベーション・コミュニティ「INCU Tokyo」

【募集要項】

- 登録の応募期間

令和6年6月13日(木)～12月27日(金)

- 応募方法

以下登録フォームに必要事項を入力の上、ご提出ください。

<https://forms.office.com/e/absQFWXU5Z>

- 問い合わせ先

INCU Tokyo 運営事務局

TEL : 080-3538-6612

Email : incu-tokyo@tohmatsumatsu.co.jp

目次

第1	事業目的	3
第2	事業概要	4
1	定義.....	4
2	事業内容.....	4
第3	募集内容	7
1	応募資格.....	7
2	審査.....	8
3	登録期間.....	9
4	審査終了後の応募資格等変更について.....	9
5	登録施設の義務.....	9
6	登録の取消.....	9
7	情報の公表について.....	10
第4	応募方法等	10
1	応募手続き.....	10
2	その他.....	10
3	問い合わせ先.....	10

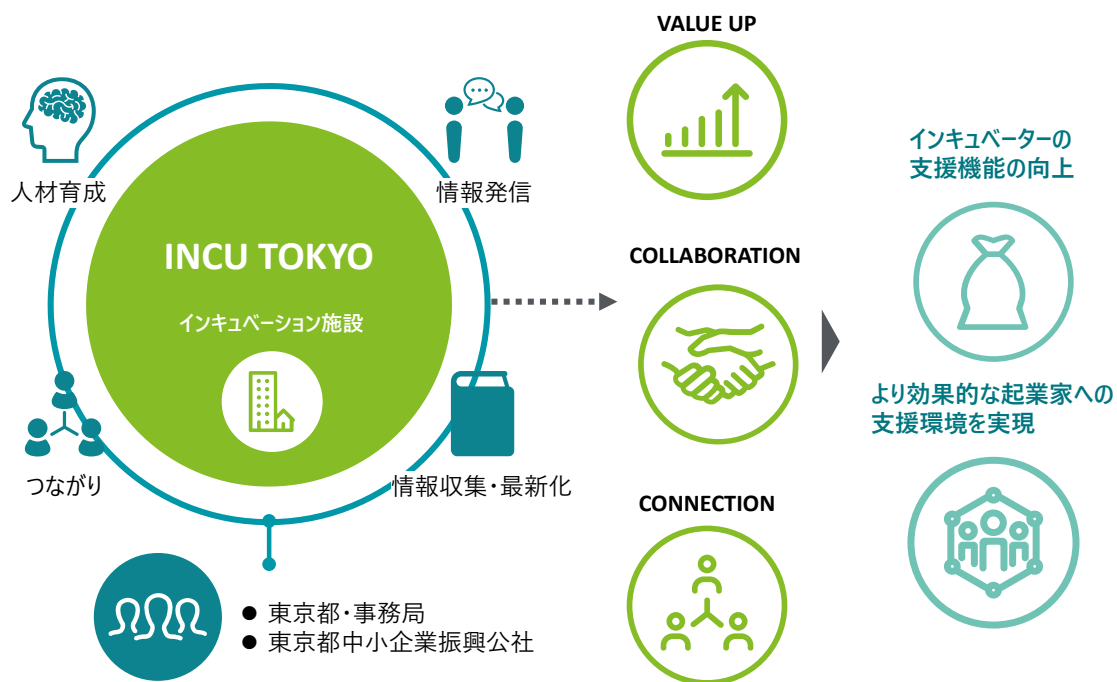
第1 事業目的

スタートアップ戦略等により起業家の増加が想定される中、創業間もない起業家にとって支援体制の整ったインキュベーション施設の存在は、起業家の成長等において重要な役割を担っています。

これまで東京都においては、平成27年度より東京都インキュベーション施設認定事業及びインキュベーション施設整備・運営費補助事業を通じて施設数の増加や増床などハード面を中心に環境整備を促進してきました。これらの取組みにより、ハード面での環境整備は進んだ一方で、施設そのものの付加価値向上は今後の課題となっています。

本事業は、都が中心となってインキュベーション・コミュニティ「INCUTokyo」(以下、本コミュニティ)を設置し、①インキュベーターへの個別支援【VALUE UP】、②インキュベーター同士の連携の支援【COLLABORATION】、③インキュベーターと起業家やその他支援機関等とのつながりの支援【CONNECTION】を図ることにより、インキュベーターが抱える起業家支援における課題の解決や支援メニューの拡充等を通じ、施設そのものの付加価値、魅力を高め、結果としてより効果的な起業家への支援環境の実現を目的とするものです。

図1 事業スキーム図



第2 事業概要

1 定義

本事業における定義を以下のとおり定める。

用語	定義
インキュベーション施設	以下の要件をすべて満たす起業家向けの施設 ・ 入居型の創業支援施設(個別の貸事務室やコワーキングスペースを有する施設)であること ・ 入居及び支援の主な対象が、創業予定の個人、もしくは創業10年未満の中小企業又は個人事業主であること ・ インキュベーションマネージャーが適切に配置されている施設であること ・ 資金調達や人材確保、事業化等の支援体制又は支援計画を有する施設であること
インキュベーター	上記インキュベーション施設の運営事業者
インキュベーションマネージャー	以下の要件をすべて満たす者 ・ 対象インキュベーション施設に常駐又は定期的に訪問するインキュベーション施設従事者であること ・ 入居者(起業家)に対し、事業計画策定支援や経営・法務等の相談対応を行うこと
連携コーディネーター	事務局が設置する者であって、インキュベーター間の連携支援を行う者

2 事業内容

本コミュニティでは、インキュベーション施設が抱える起業家支援における課題の解決や支援メニューの拡充等を図るため、①インキュベーターへの個別支援【VALUE UP】、②インキュベーター同士の連携の支援【COLLABORATION】、③インキュベーターと起業家やその他支援機関等とのつながりの支援【CONNECTION】を実施します。

事務局の審査を経て本コミュニティに登録が認められた施設は以下の支援が受けられません。

①インキュベーターへの個別支援【VALUE UP】

- ・ インキュベーション施設内の人材育成を目的とする養成講座の実施
- ・ 新規支援メニュー実施に向けた相談及び資金サポート(※)

(※) (公財) 東京都中小企業振興公社が実施する事業

②インキュベーター同士の連携の支援【COLLABORATION】

- ・インキュベーター等向け交流イベントの開催
- ・連携コーディネーターによる施設間連携のサポート

③インキュベーターと起業家やその他支援機関等とのつながりの支援【CONNECTION】

- ・インキュベーション施設の基本情報や取組等の一元的発信
- ・インキュベーターと起業家の交流イベントの開催

図 2 事業スケジュール

	実施事項	詳細	想定時期
応募～登録	 公募開始	<ul style="list-style-type: none"> ● 本募集要項を確認の上、施設ごとに応募ください 	6月中旬～
	 審査・承認	<ul style="list-style-type: none"> ● 審査は、事務局にて書面審査を行います 	応募の翌月
	 登録・公開	<ul style="list-style-type: none"> ● 登録者の情報（事業名や施設情報等）をWEBサイトで公開します 	応募の翌月末
登録後の動き	 Kick Off	<ul style="list-style-type: none"> ● 登録施設間の交流や連携の機運醸成に向けたイベントを実施します 	8月上旬
	 養成講座	<ul style="list-style-type: none"> ● 登録施設のインキュベーションマネージャーやスタッフ等のスキルアップを目指し、3か月間の養成講座を開設します ● 施設運営に必要となる技術や知見の習得を目指します 	9月～11月
	 記事作成 ※初回登録者優先	<ul style="list-style-type: none"> ● 各登録施設の魅力・情報発信のため、施設への取材記事を作成し、WEBページへ掲載を行います ※初回登録者に対して優先的に行う支援となります。 	7月以降順次
	 noteでの発信	<ul style="list-style-type: none"> ● 登録施設が自施設の情報を任意で発信できる共通note(SNS)を用意し、運営を行います 	7月以降順次
	 情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 都や国の助成金情報等を登録事業者に対し、WEBサイト等で定期的に発信します 	7月以降順次
	 コーディネーターによる支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 各施設間のニーズ等に応じて、マッチング支援を実施します 	7月以降順次
	 Meet Up Day	<ul style="list-style-type: none"> ● 起業家とのマッチング、登録施設間での交流を目指し、シンポジウムを実施します 	11月～12月
	 Demo Day	<ul style="list-style-type: none"> ● 1年間の活動を相互に発信するイベントを開催し、次年度に向けた機運醸成を狙います 	2月

実施内容については、WEB サイトで順次情報を公開いたします。

第3 募集内容

1 応募資格

本事業の応募資格を有するのは、以下のア～カの要件をすべて満たす者とします。

ア 事業実施主体が、次の表に定めるいずれかの団体であること。

名称	定義
会社	会社法（平成17年7月26日法律第86号）第2条第1号に規定する会社（ただし、第8号に規定する「地方銀行」を除く。）
区市町村	地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体のうち、都内のもの。
一般社団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号）に規定する一般社団法人
一般財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号）に規定する一般財団法人
公益社団法人	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号）に規定する公益社団法人
公益財団法人	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号）に規定する公益財団法人
大学	学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学
地方銀行	「一般社団法人全国地方銀行協会」又は「一般社団法人第二地方銀行協会」の会員行
信用金庫	信用金庫法（昭和26年6月15日法律第238号）に規定する信用金庫
信用組合	中小企業等協同組合法（昭和24年6月1日法律第181号）に規定する信用協同組合
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成10年3月25日法律第7号）に規定する特定非営利活動法人
労働者協同組合	労働者協同組合法（令和2年法律第78号）に規定する労働者協同組合
独立行政法人	独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）第2条第1項に規定する法人
地方独立行政法人	地方独立行政法人法（平成15年7月16日法律第118号）第2条第1項に規定する法人

イ 都内に以下の要件を満たすインキュベーション施設を有すること

- ・ 個別の貸事務室やコワーキングスペース等に係る延床面積が 50 m²以上の施設で

あること

- ・ 関係法令を遵守した施設となっていること
- ・ 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）に規定する暴力団関係者又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むものではなく、かつ、同様の業態を営む入居者等を排除していること
- ・ 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など事務局が公的な事業の登録先として適切でないと判断する業態を営むものではなく、かつ、同様の業態を営む入居者等を排除していること

ウ 応募者が起業家支援の支援計画又は実績を有すること

エ 法人事業税、法人都民税、法人税、消費税等を滞納していないこと

オ 会社更生法又は民事再生法による申立て等、事業の継続性について不確実な状況が存在していないこと

カ 過去に国・都道府県・区市町村・公益財団法人東京都中小企業振興公社等が実施する事業に関して、不正等の事故を起こしていないこと

※以下のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否する場合があります。

イ) 提出した応募内容に虚偽があった場合

ロ) 反社会的勢力と交流があると判断した場合

ハ) 過去、インキュベーション・コミュニティ「INCU Tokyo」登録規約に違反した者又はその関係者であると判断した場合

ニ) その他、東京都及び事務局が登録を適当でないと判断した場合

※応募資格に関して疑義が生じた場合、東京都（又は事務局）が資料の提出・現地調査を行う場合があります。

2 審査

書面審査と必要に応じて面接審査を行い、本コミュニティへの登録事業者（登録施設）を決定します。審査の結果にかかわらず全ての応募者に対して審査結果を通知します。

ア 書面審査

書面審査では、応募者から提出された情報に基づき、以下の審査の観点について審査を行います。

<審査の観点>

- ① 支援体制の厚さ
- ② 支援内容の充実性
- ③ 起業家支援の熱意・積極性
- ④ 本コミュニティへの協力姿勢

イ 面接審査

面接審査は、書面審査において応募内容に一部疑義や確認したい事項がある場合に限り、事務局から要請し実施します。

3 登録期間

登録決定通知の日から令和7年3月31日までを登録期間とします。

4 審査終了後の応募資格等変更について

- (1) 登録施設は、応募資格に関する事由を変更しようとする場合は、事前に事務局の承認を受けなければなりません。
- (2) 前項の承認にあたって、事業内容を大幅に変更しようとする場合は、「第3 2 審査」に記載した手続きに準ずる審査を行います。

5 登録施設の義務

登録施設は以下の内容を遵守してください。

- (1) 積極的に本コミュニティの活動に参加すること
- (2) 第3 3に定める登録期間終了時には事務局に対し、インキュベーション施設での活動・支援実績（公表可能な範囲）及び本コミュニティでの活動実績を報告すること
- (3) 東京都から情報提供及び情報発信の要請があった際には協力すること
- (4) 登録施設は、登録内容（企業名、施設名、代表者、電話番号、メールアドレス等）に変更が生じた場合、速やかに事務局に変更事項を提出しなければならない
- (5) やむを得ずインキュベーション施設の活動を一時的に停止する又は活動を停止していると事務局が判断した場合、事務局に報告及び理由書を提出すること
- (6) 本コミュニティを退会しようとする場合、事務局に退会届を提出すること

6 登録の取消

次に掲げる事項のいずれかに該当した場合は、本コミュニティへの登録を取り消す場合があります。また、登録の取消しにより登録施設に損失が発生した場合であっても、東京都及び事務局は一切の負担を負わないものとします。

- (1) 法令違反や犯罪行為等、公序良俗に反する行為を行った場合
- (2) 応募内容に虚偽があった場合
- (3) 応募資格を喪失した又は満たしていないと判断した場合
- (4) インキュベーション施設の活動が確認できないと判断した場合
※ただし、事務局がやむを得ない理由による活動停止と判断した場合は除く。
- (5) 本コミュニティの運営又は活動を妨害する恐れのある場合
- (6) 過去、インキュベーション・コミュニティ「INCUCity」登録規約に違反した者又はその関係者であると判断した場合
- (7) その他、退会させるべき正当な理由があると判断する場合

7 情報の公表について

東京都及び事務局は、登録された施設名等の情報について、本コミュニティの周知又は活動報告等の目的において公表することがあります。ただし、登録施設が非公表である旨を示した情報については、公表の対象外とします。

第4 応募方法等

1 応募手続き

(1) 登録の応募期間

令和6年6月13日(木)~12月27日(金)

※原則として、応募いただいた月の翌月に審査・登録・WEBサイト公開を行う予定です。

※(公財)東京都中小企業振興公社の実施する支援事業への申請期間は異なります。

公社事業の詳細は別途公社WEBサイトにてご案内いたします。

(2) 応募方法

以下登録フォームに必要事項を入力の上、ご提出ください。

<https://forms.office.com/e/absQFWXU5Z>

※応募は施設単位で受け付けます。

2 その他

- (1) 必要に応じて東京都及び事務局から追加資料の提出及び説明を求められることがあります。
- (2) 登録フォーム提出後は、原則として登録手続き完了までの間は応募者都合による応募内容の加筆・修正等の内容変更はできません。
- (3) 登録フォームは、記載内容を説明することが可能な方（応募施設の運営者・インキュベーションマネージャー等）が作成し、提出してください。
- (4) 面接審査時において、ボイスレコーダーやカメラ等により記録をとることはご遠慮ください。
- (5) 審査の経過・結果に関するお問い合わせには一切応じられません。
- (6) 応募に係る経費は、全て応募者の負担となります。

3 問い合わせ先

本募集に関するお問い合わせは以下までお願いいたします。

(対応時間：平日 10:00~17:00)

INCUCO Tokyo 運営事務局

TEL：080-3538-6612

E-mail：incu-tokyo@tohmatu.co.jp

=応募者情報のお取り扱いについて=

1. 利用目的

本事業プライバシーポリシーに記載の通りとします。

2. 第三者への提供

応募者の承諾を得た上で、以下の機関へ提供する場合があります。

(1) 提供先

公益財団法人東京都中小企業振興公社

(2) 用途

「インキュベーション施設支援機能強化事業」への情報提供

(3) 項目

当該事業登録フォーム記載の内容（施設名、連絡先等）

(4) 手段

電子データ、プリントアウトした用紙

3. その他

上記以外の個人情報の取り扱いについては、東京都の定める「個人情報の保護に関する法律施行条例及び制度運用について」に準ずるものとします。

〈個人情報の保護に関する条例〉

<https://www.johokokai.metro.tokyo.lg.jp/kojinjoho/gaiyo/index.html>